

第23期 第5回 佐賀県有明海区漁業調整委員会

日 時：令和7年10月8日（水）

14：00～

場 所：佐賀県水産会館「中会議室」

（佐賀市西与賀町厘外821番地の4）

～ 次 第 ～

1 開 会

2 議 題

- （1）カキの試験養殖について（協議）・・・・・・・・・・P1～18
- （2）あんこう網漁業の追加申請に係る申請期間について（諮問）・・・・・・・・P19～21
- （3）令和7年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る
各県海区漁業調整委員会の提案議題に対する意見について（協議）・・・・別冊資料
- （4）その他

3 閉 会

試験養殖実績報告書

佐有漁協第209号

令和7年9月24日

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県佐賀市西与賀町大字厘外821番地4

佐賀県有明海漁業協同組合

代表理事組合長 西久保 敏

令和6年11月11日付け(試養第241005号)で承認を受けた試験養殖について、
別紙のとおり報告を致します。

試験養殖報告書

1. 試験養殖概要

- 1) 水産動植物の名称 マガキ
- 2) 種苗の供給元および供給量（実績） 兵庫県産マガキ稚貝 約2,000 k g

2. 試験養殖実績

試験項目	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
干潟養殖	養殖準備	稚貝導入	養殖管理	養殖管理	管理・出荷	管理・出荷	養殖終了	-	-	-	-
支柱式養殖	養殖準備	稚貝導入	養殖管理	養殖管理	管理・出荷	管理・出荷	養殖終了	-	-	-	-

3. 収支報告

1) 支出の部

費目	金額
稚貝購入費	500,000
養殖用丸カゴ	250,000
フロート	50,000
細菌等分析費	100,000

2) 収入の部

費目	金額
売上	3,000,000

4. 試験結果の総括および課題、今後の展望

別紙参照

※必要に応じ生残量（生残率）、重量等のデータや生産状況の写真等を添付すること。

稚貝導入時



出荷時



R6 年度試験養殖（干潟と支柱式）結果

【概要】

- ・導入稚貝個数 当初計画 3,000 個程度 → 実績約 5 万個（マガキ 兵庫県）
- ・稚貝購入費 当初計画 3 万円 → 実績約 50 万円
- ・丸カゴ購入費 当初計画 0 円 → 実績約 25 万円
- ・細菌等分析費 当初計画 0 円 → 実績約 10 万円
- ・水揚 当初計画 70 万円 → 実績約 300 万円程度
- ・成長度合 約 10～20 g → 約 40～50 g（12 月末導入 → 3～4 月出荷）

○良かった点

- ・養殖施設そのものは、多少改善点はあるものの概ね問題ない。（支柱・干潟ともに）
- ・養殖したカキは身入りが良く、販売先の評価も上々。
小粒（一口サイズ）のカキだったが、大振りのカキより食べやすく需要がある。
特に生食においては、小粒の方が需要は高い。
- ・冬場における干潟養殖も問題ない。（干出の問題）

○計画と異なる点

- ・導入稚貝の手配（先方の都合等もあり）に時間を要し、導入が 12 月末になった。
- ・導入予定稚貝を大きく超える量の稚貝導入となった。（導入元との調整により）
- ・民間種苗会社より導入の稚貝数が大幅に増加した為、使用カゴ数等大幅増（追加購入）

○問題点

- ・用意したカゴ数との兼ね合いで 1 カゴに稚貝 7 キロを入れたが、やや密植状態であったと推測され、成長速度も遅く、へい死 1～2 割発生。
- ・成長速度に合わせて新たな垂下カゴに分けて移し替える作業は現実的ではない。（実作業の中で移し替える余裕が無い）
- ・支柱養殖でフロートを多く設置すると、取り上げの際に負荷軽減となるものの、垂下カゴが水面近くに位置する為、波によりカゴが揺れすぎ稚貝同士が動くことにより殻が削られ、大きくなりにくい（成長阻害要因）
一方、フロートを少なくすると、カキが成長した際に重量が重くなり、出荷前にカゴを上げる際、その重さがより多く掛かるので非常に重労働になる。（潮流の重さも加わり、1 人では上げられない位になることもある。）
- ・稚貝導入量大幅増により、出荷作業に追われ 5 月～の稚貝の導入が出来ていない。

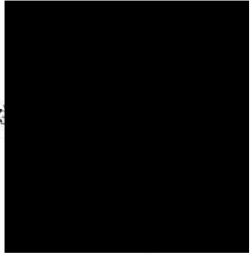
○次回改善点

- ・稚貝は1カゴあたり5kgにする。(密植対策&移し替えの手間減)
- ・支柱式のフロートは段階的に増やしていく。(成長阻害要因の排除)
- ・3倍体カキ(産卵せず夏場でも出荷可能なカキ)を手配し、夏場の養殖試験を実施

水産第2788号
令和7年10月2日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 西久保 敏 様

佐賀県知事 山口 祐



カキの試験養殖について（協議）

このことについて、別添のとおり佐賀県有明海漁業協同組合代表理事組合長
西久保 敏から申請がありました。

ついては、試験養殖処理要綱第4条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

（担当：水産課）

試験養殖承認申請書

佐有漁協指第210号

令和7年9月25日

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県佐賀市西与賀町大字厘外821番地4

佐賀県有明海漁業協同組合

代表理事組合長 西久保 敏

下記の通り試験養殖の承認を受けたいので申請いたします。

記

1, 目的

カキの試験養殖

2, 水産物の名称

カキ

3, 漁場の位置及び区域並びに面積

1. 有区第1259号の北東角のカキ礁 1,000 m²

2. 有区第1261号の706鋼管付近 2,000 m²

4, 試験養殖期間

試験養殖承認より1年間

5, 養殖の方法及び規模

1. 養殖カゴを用いた干潟養殖

2. 養殖カゴを用いた支柱式垂下養殖

添付書類

(1)理由書

(2)養殖試験計画書

(3)漁場位置及び区域図

(4)同意書の写し

(5)委託契約書の写し

理 由 書

当支所では、七浦地先の沖合において、通年の延縄式カキ垂下養殖を行っています。しかしながら、台風や大潮等の強い潮流による養殖施設の破損、夏季における大量の付着物によるカキのへい死や養殖施設管理の作業量増大など、養殖管理において大きな課題を有しております。

このような課題を改善するため、干潟に養殖施設を設置し養殖カゴを垂下する干潟養殖と、支柱式垂下養殖を実施し、カキの成長生残や作業効率等の検証を行いたいと考えております。

令和6年度の試験養殖において、販売したカキの質、評価共に良好であったものの、試験を行った養殖方法での作業性、生残性、成長速度に課題も見つかり、より効率的な養殖方法・手順を検証したいと考えております。また、夏場の養殖についても稚貝の手配が出来ず、検証が出来ていない為、今年度改めて試験をしたいと考えております。

カキ養殖方法の検証により安定生産ができれば、赤潮抑制効果が期待されるとともに、カキ販売による漁家収入の向上、安定化にもつながると考えておりますので、昨年度の試験養殖に引き続き、ご承認をお願い致したいと存じます。

令和7年9月17日

佐賀県鹿島市浜町1707番地

佐賀県有明海漁協 鹿島市支所

支所運営委員長 中 島

1.3

- 1.

2.

令和7年11月～ (通年)	養殖の開始 ・ 養殖施設の設置 ・ カキの導入 ・ 試験養殖開始(養殖カゴの設置) 養殖管理(1～4回/月) ・ カキの成長、生残状況確認 ・ へい死個体の除去 施設の維持管理(1～4回/月) ・ 害的生物の除去等 ・ 補修等
令和8年3月～	出荷(出荷サイズを満たしたもの)
令和8年5月～	稚貝の垂下
令和8年9月～	出荷(サイズを満たしたもの)
令和8年10月	・ 養殖終了 ・ 施設の撤去

3.

- 1

4.

■ 令和7年度 カキの試験養殖計画

5.収支計画

1) 支出の部

費目	金額
支柱（コンボーズ） 60本	既所持物
養殖施設用ロープ 200m	既所持物
垂下かご 400個	既所持物
フロート 50個	50,000円
細菌等分析費	100,000円
カキ種苗代	250,000円

2) 収入の部

費目	金額
カキ販売	2,000,000円

6.種苗の供給元および供給量(予定)

- ・地元産カキ:2,000個程度
- ・民間種苗会社のカキ:50,000個程度

7.出荷先予定

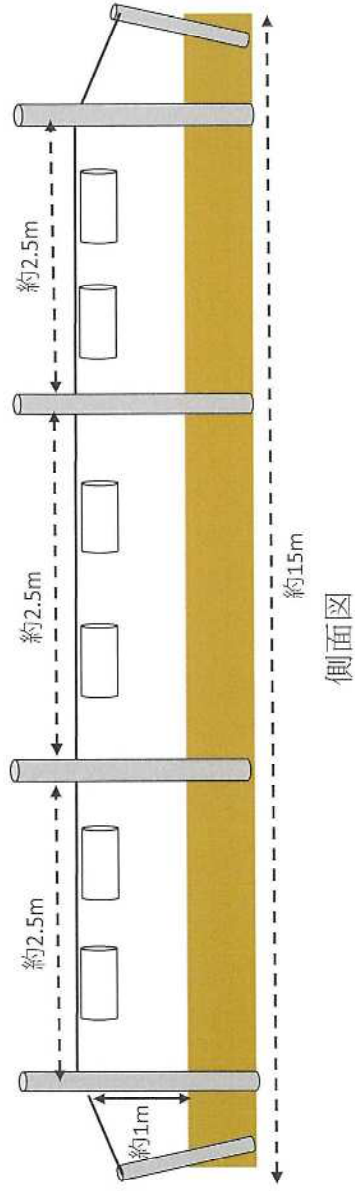
直売所、個人売り、市場出荷

6.そ の 他

緊急時の措置

- ・ 台風等の接近により災害が起こる可能性が懸念される場合は、養殖施設の補強・撤去等の措置を速やかに対処する事とする。
又、本施設に起因する被害が発生した場合は、当支所が責任を持って対処する事とする。

1. 養殖カゴを用いた干潟養殖の養殖施設詳細図

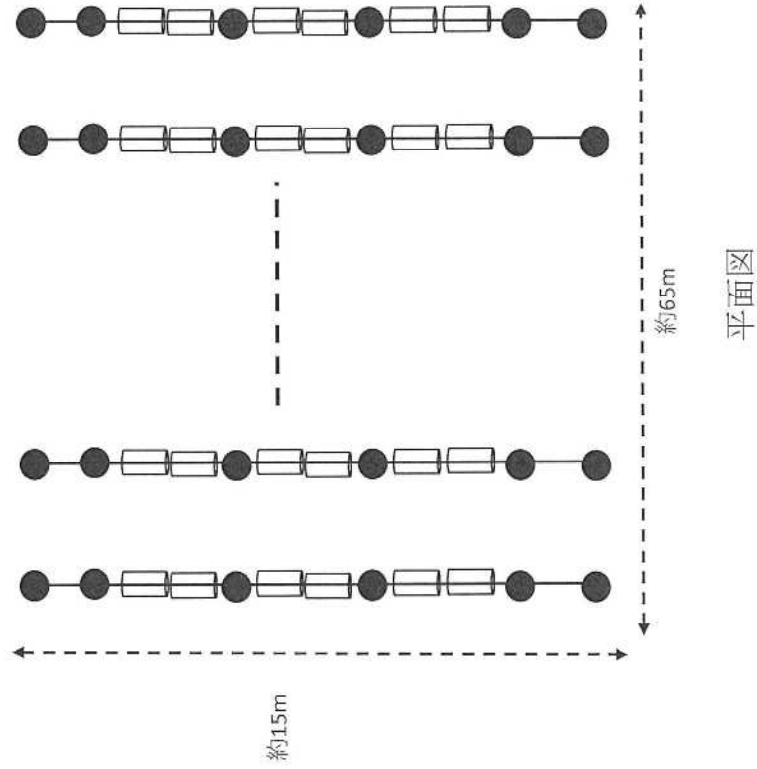


□ : 養殖カゴ

● : ノリ養殖コンポーズ

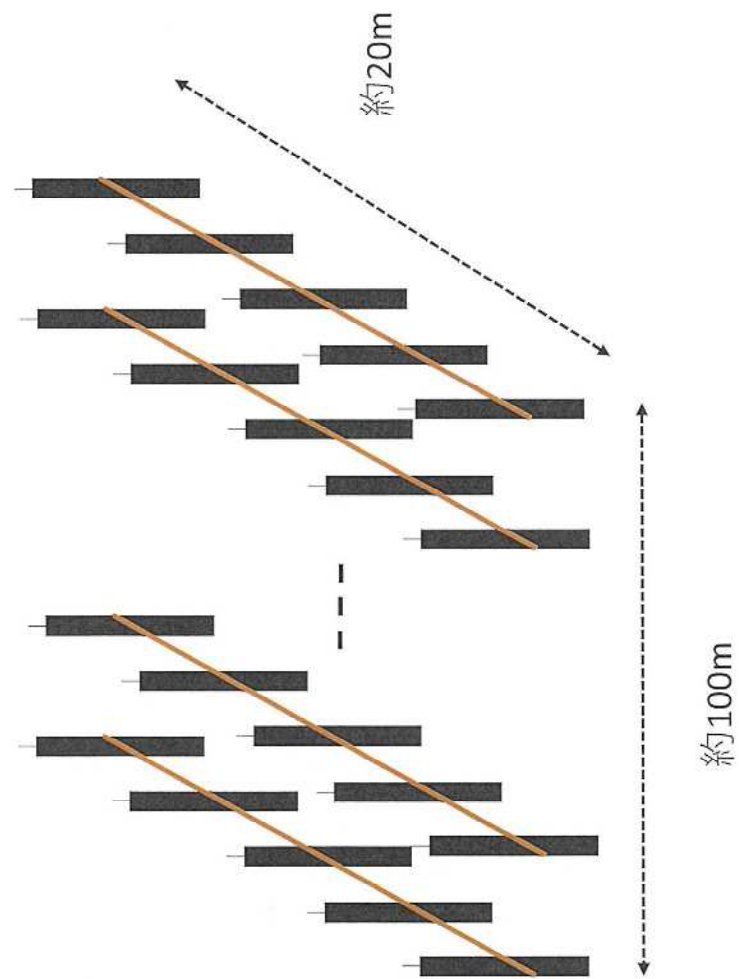


参考資料 養殖カゴ

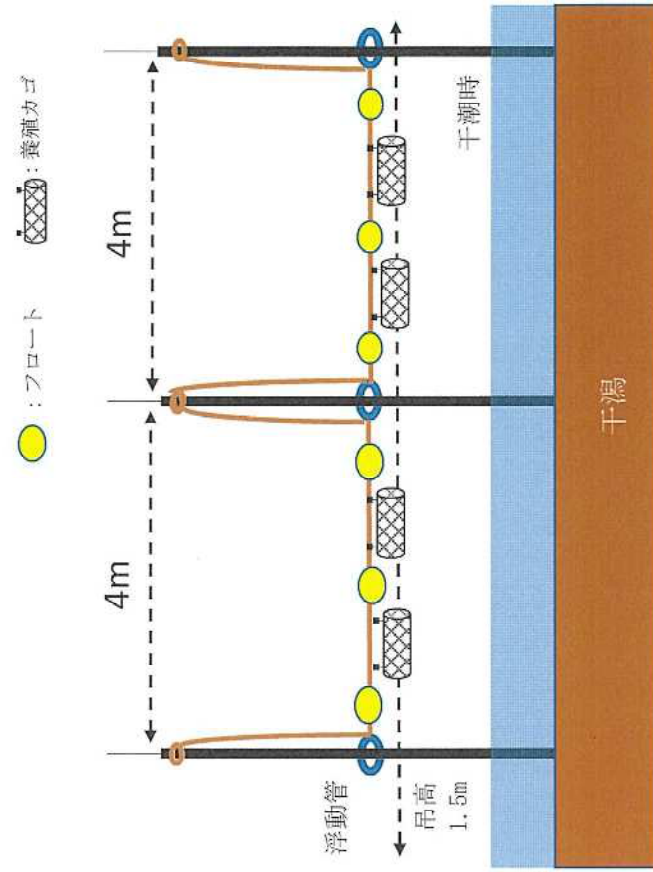


2. 養殖カゴを用いた支柱式垂下養殖の養殖施設詳細図

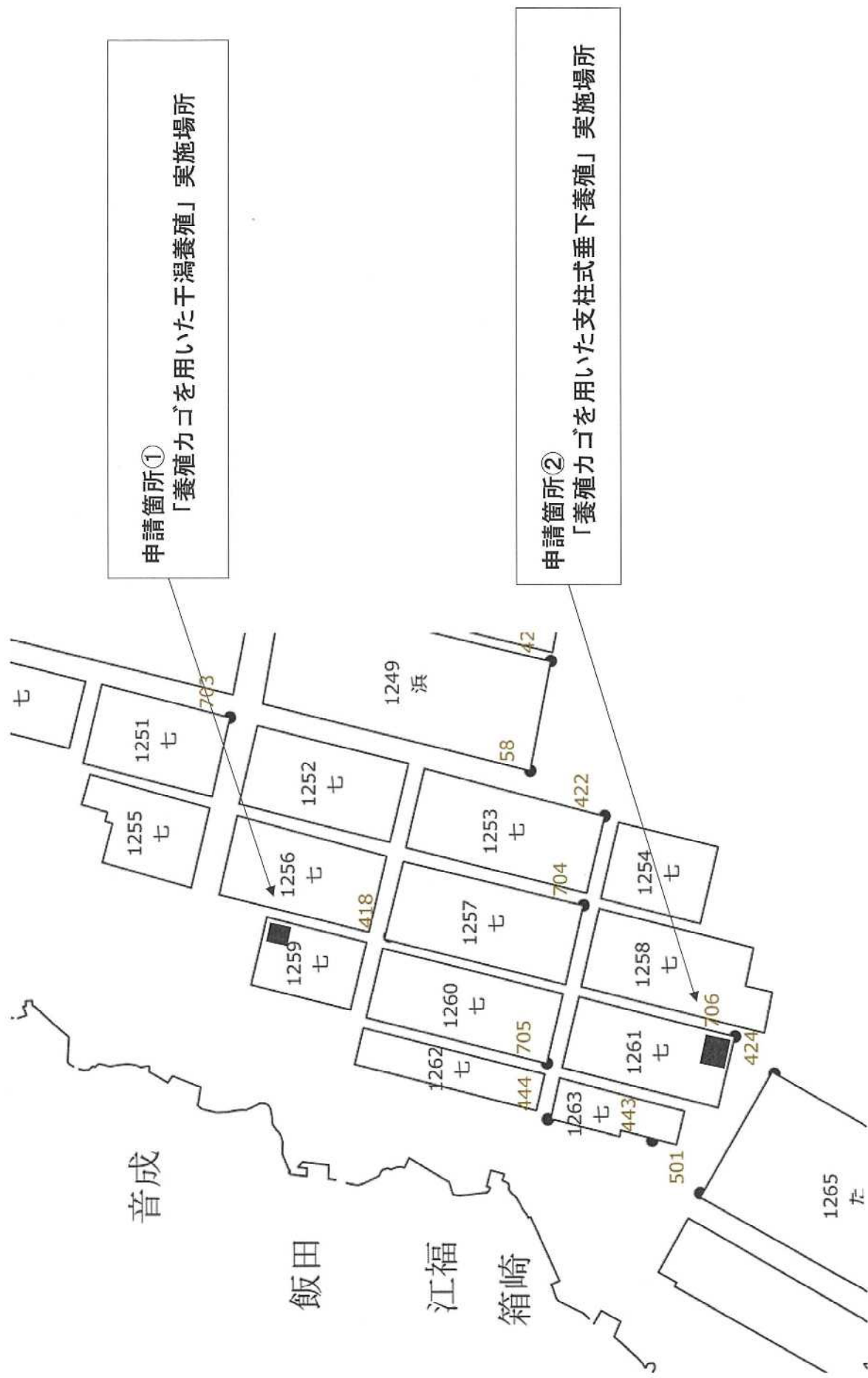
平面図



側面図



試験養殖漁場位置図



同 意 書

令和7年9月17日付佐有漁協鹿第19号によるカキ試験養殖については、異議なく同意いたします。

令和 7年 9 月 17 日

住 所 杵島郡白石町大字新明2813番地

氏 名 佐賀県有明海漁業協同組合 新有明

支所運営委員長 久野健男

同 意 書

令和7年9月17日付佐有漁協鹿第19号によるカキ試験養殖については、異議なく同意いたします。

令和 7年 9月 17日

住 所 杵島郡白石町大字新明2813番地

氏 名 佐賀県有明海漁業協同組合 白石

支所運営委員長 川崎保

同 意 書

令和7年9月17日付佐有漁協鹿第19号によるカキ試験養殖については、異議なく同意いたします。

令和 7年 9月 7日

住 所 藤津郡太良町大字糸岐1558番地11

氏 名 佐賀県有明海漁業協同組合 代表者

支所運営委員長 惠崎

令和7年度カキ試験養殖業務委託契約書

令和7年度試験養殖の委託について、佐賀県有明水産振興センター(以下「甲」という。)と佐賀県有明海漁業協同組合(以下「乙」という。)との間に、次のとおり契約を締結する。

(目的)

- 第1条 甲は、カキ試験養殖業務(以下「委託業務」という。)を乙に委託し、乙はこれを受託する。
- 2 乙は、善良な管理者の注意をもって、業務委託を誠実に履行しなければならない。

(委託業務の内容)

- 第2条 乙が行う委託業務の内容は、別紙試験養殖計画のとおりとする。
- 2 委託業務の履行に必要な手続きは、乙が行う。

(状況報告)

- 第3条 甲は、委託業務の状況について、随時報告を求めることができる。

(委託期間)

- 第4条 業務の委託期間は、試験養殖承認日から令和8年10月31日までとする。

(費用負担)

- 第5条 委託業務の履行に関し、必要な費用は、全て乙の負担とする。

(成果)

- 第6条 委託業務の履行によって得られた成果は、全て乙に帰属する。

(契約の解除等)

- 第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、乙に対し委託業務の全部若しくは一部の停止を命じ、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更を行うことができる。
- (1) 乙がこの契約に違反したとき
 - (2) 乙が委託業務を遂行することが困難であると甲が認めたとき
- 2 乙は、甲の原因により委託業務の遂行が困難になったときは、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更をおこなうことができる。

(損害賠償)

第8条 乙は、委託業務の実施に関し、故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

(契約外事項の処理)

第9条 この契約書に定めのない事項又はこの契約の履行に際し疑義が生じたときは、関係法令の定めによるもののほか、甲、乙協議のうえ決定し処理するものとする。
この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和7年 9月25日

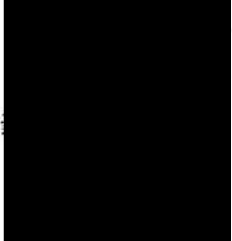
甲 小城市芦刈町永田 2753-2
佐賀県有明水産振興センター
所長 中島

乙 佐賀市西与賀町大字屋外 8
佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長 西久保

水産第 2831 号
令和 7 年 10 月 3 日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 西久保 敏 様

佐賀県知事 山口 祥



あんこう網漁業の追加申請期間について（諮問）

あんこう網漁業の新規申請を受け付けるにあたり、下記のとおり申請すべき期間を定めることについて、佐賀県漁業調整規則第 11 条第 3 項の規定により貴委員会の意見を求めます。

記

令和 7 年 10 月 9 日から令和 7 年 10 月 20 日まで

（担当：農林水産部水産課）

あんこう網漁業許可方針

第1 制限措置

- 1 漁業種類
あんこう網漁業
- 2 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
漁業者の数 22人（漁具の統数 22統）
船舶の数 1人につき2隻まで
- 3 船舶の総トン数
制限なし
- 4 推進機関の馬力数
制限なし
- 5 操業区域
佐賀県有明海（農林水産大臣管轄漁場を含む。）
- 6 漁業時期
1月1日から12月31日まで
- 7 漁業を営む者の資格
 - (1) 新規許可は原則として認めない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者はこの限りでない。
 - ア 2親等以内の親族から許可を承継する者。ただし、許可を譲渡する者が、有している当該漁業の許可を全て譲渡又は廃業する場合に限る。
 - イ 佐賀県有明海区漁業調整委員会に諮り、漁業調整上支障がないと認められた者
 - (2) 佐賀県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者
 - (3) 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者
 - (4) 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号。以下「規則」という。）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者
 - (5) 適切な資源管理を実践できる者
 - (6) 漁業の生産力の向上に努めようとする者

第2 許可の有効期間

令和4年7月1日から令和9年6月30日まで

第3 申請すべき期間

- 1 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、令和4年3月31日から令和4年5月1日までとする。
- 2 申請期間に到着し、受付けた申請者の数（以下「申請者数」という。）が、22人に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。なお、人数の集計は、同一人に係るものは1とする。（以下この許可方針において同じ。）
- 3 令和9年5月31日までの期間において、申請者数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている漁業者の数を足した数（以下「合計人数」という。）が22人に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請

期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを申請者数から除く。

4 合計人数が22人に到達した日以降から令和9年5月10日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から10日間とする。ただし、10日後が閉庁日のときは、その次の開庁日までを申請期間とする。また、これ以降の申請期間の取扱いは、上記3に同じ。

5 上記1～4に関わらず、同一人への2隻目の許可に係る申請期間は、令和4年3月31日から令和9年5月31日までとする。

第4 許可の基準

合計人数が22人を超える場合は、最後に設定した申請期間に受付けた者を次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、同一人による2隻目の許可に係る申請については、下記の優先順位に関わらずこれを許可する。

- (1) 該当する申請期間の始期の前日時点で従前の当該漁業の許可を有していた者。
ただし、当該順位の適用は、令和4年6月30日までに受付けた申請に限る。
- (2) 「第1－7 漁業を営む者の資格(1)」のアに該当する者
- (3) 「第1－7 漁業を営む者の資格(1)」のイに該当する者。なお、佐賀県有明海区漁業調整委員会に諮り、特別の事情等を考慮し、優先順位を定められた場合は、この順位の中で、更にその順位による。

第5 条件

1許可者につき、使用できる漁具は1統までとする。なお、1許可者で2隻の許可を受けた場合においても同じ。